

（希望者全員を65歳まで再雇用するよう企業に義務付ける改正高年齢者雇用安定法が来年4月から施行されます。）



改正高年齢者雇用安定法

全ての企業を対象に
25年4月完全施行！

実務対応講座

どうなる？ どうする？ 待ったなし！あと半年間での企業対応が迫られる！

25年4月から、60歳以上の者を、原則「希望する者全員」65歳まで再雇用しなければならないとする改正高年齢者雇用安定法が成立しました。

（平成24年9月5日公布）

一定の暫定措置や例外があるものの、厳しい経営環境のある中で、企業にとっては対応を避けられない、待ったなしのインパクトのある改正となっています。

しかも、今回の改正では、法に従わない場合、企業名が公表されるという社会的制裁措置という罰則までが設けられています。

本セミナーでは、法改正の内容、厚生労働省からの指針を受け企業がどういう実務が発生するのか、について事例を挙げながら具体的に解説いたします。

また、高齢者雇用に有用な助成金、他社の成功事例のご紹介などもしますので、経営者のみならず、担当者には必須のセミナーです。

参加者へは実務対応のための
就業規則での改訂・労使協定
モデルを呈示します

実施要項

日 時 ●平成24年12月6日（木） 午後1時30分～4時30分

会 場 ●タスパークホテル

受講料 ●会員1名500円、非会員・一般1名1,000円（テキスト代含む）

講 師 ●特定社会保険労務士 小島 信一 氏

申込み ●下記申込書に記入し、11月27日（火）まで法人会事務局へ申込み下さい。

（社）長井法人会

〒993-0011 長井市館町北6-27

TEL 88-3960

Fax. 88-3823

（キリトリ線）

「改正高年齢者雇用安定法実務対応講座」申込書

会社名		電 話	
住 所		F A X	
参加者		法人会会員確認	会 員 ・ 非会員
参加者		受講料	_____ 円

※個人情報の取り扱いについては、当会の事業活動以外の目的では利用することはありません。

改正高年齢者雇用安定法

全ての企業を対象に
25年4月完全施行!

実務対応講座

講 座 内 容

1. 60歳雇用の現状
 - (1) 高年齢者雇用確保措置の実施状況
 - (2) 希望者全員が65歳まで働ける企業について
2. 高年齢者雇用安定法とは
 - (1) そもそもどういう法律なのか
 - (2) 平成18年にはどんな改正が行われたのか
 - (3) 継続雇用制度、定年延長、定年の廃止とは何か
3. 平成24年の改正内容
 - (1) 何がどういう風に変ったのか
 - (2) 労使協定はこれから変更する必要があるのか
 - (3) 就業規則はどこを、どう変えればいいのか
 - (4) 違反企業に対する罰則はあるのか
 - (5) グループ企業全体で雇用すれば義務を果たしたことになるのか
 - (6) どんな者であっても継続雇用しなければいけないのか、例外はないのか
 - (7) 期間を定めて雇用した場合、改正労働契約法とはどう連動するのか
4. 助成金の活用
 - (1) 助成金をうまく活用する方法はないのか
 - (2) 高年齢者職域拡大助成金
 - (3) 高年齢者雇用開発特別奨励金 など
5. 高年齢者雇用の成功事例

講 師

特定社会保険労務士 小島 信一 氏



1968年静岡県静岡市生まれ。大学卒業後、大手酒類・食品会社にて営業を6年間行う。平成8年小嶋経営労務所入所。約12年間、社労士業務の修行をし、平成19年開業する。

主な著書:「小さな会社の事務がなんでもこなせる本」日本実業出版社

「有限会社経営の手引き」新日本法規出版 いずれも共著。ほか、ビジネス雑誌、法人会機関紙の執筆多数